

岡山市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成25年11月22日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市規則第237号

岡山市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(法人等の申請又は報告)

第2条 法、省令又はこの規則の規定により申請又は報告をしようとする者（以下この条において「申請者等」という。）が法人である場合は、当該申請書又は報告書にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理人が申請者等に代わって、法、省令又はこの規則の規定により申請又は報告をしようとするときは、当該代理人は、当該申請書又は報告書に当該申請者等の委任状を添えなければならない。

3 申請者等が未成年者、成年被後見人又は被保佐人であるときは、それぞれの法定代理人、成年後見人又は保佐人は、当該申請書又は報告書に連署しなければならない。

(通行障害建築物の要件の特例)

第3条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より低い場合とする。

2 省令第4条の規則で定める距離は、政令第4条各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、前項の建築物の敷地の地盤面の高さから同項

の前面道路の路面の中心の高さまでの距離を加えたものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類)

第4条 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 耐震診断の結果を市長が適切であると認めた者が証する書面の写し
- (2) その他市長が必要と認めた図書又は書面

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請の添付書類)

第5条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 当該認定の申請に係る計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めた図書又は書面

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする場合は、省令第28条第2項に規定する構造計算書の添付は要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の添付書類)

第6条 省令第33条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を要する建築物にあつては、認定を申請しようとする日の直近に市長に提出した当該報告に係る報告書の副本の写し
- (2) 前号の報告を要しない建築物又は同号の報告を要する建築物のうち建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けてから初めて当該報告を行うまでの間のものにあつては、施工状況報告書（様式第1号）
- (3) その他市長が必要と認めた図書又は書面

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書又は書面とする。

- (1) 建築物の耐震診断を実施した場合

ア 前項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面

イ 当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書面の写し

ウ その他市長が必要と認めた図書又は書面

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修を実施した場合

ア 前項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面

イ 当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書面（耐震診断及び耐震改修のそれぞれについて証されているものに限る。）の写し

ウ 建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式第2号）

エ その他市長が必要と認めた図書又は書面

3 省令第33条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面

(2) その他市長が必要と認めた図書又は書面

4 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする場合は、省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書の添付は要しない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の添付書類）

第7条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 当該申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書面の写し

(2) その他市長が必要と認めた図書又は書面

2 法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合しないものとして認定を受けようとする場合は、省令第37条第1項第2号に規定する構造計算書の添付は要しない。

（要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類）

第8条 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。

(1) 耐震診断の結果を市長が適切であると認めた者が証する書面の写し

(2) その他市長が必要と認めた図書又は書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年11月25日から施行する。

(特例)

- 2 第8条第1号の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前において法附則第3条第1項の耐震診断に着手又は完了している同項に規定する要緊急安全確認大規模建築物であって、特別の事情があるものとして市長が認めるものは、第8条第1号に掲げる書面の写しの添付を要しないものとする。

(平成27年規則第9号・一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第126号・一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年規則第109号・一部改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前において法第7条の耐震診断に着手又は完了している同条に規定する要安全確認計画記載建築物であって、特別の事情があるものとして市長が認めるものは、第4条第1号に掲げる書面の写しの添付を要しないものとする。